

新座市快適みらい都市づくり出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の求めに応じ、市民が主催する集会等に講師として出向き、市政の説明、職員の専門的な知識を生かした実習等（以下「出前講座」という。）を実施することにより、市民の学習機会の拡充を図るとともに、市政に関する理解を深め、生涯学習による快適みらい都市づくりを推進することを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座を受講することができるものは、原則として市内に在住、在勤又は在学している者10人以上で構成された団体とする。

(講師)

第3条 出前講座を行う講師は、市職員その他新座市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた者とする。

(内容)

第4条 出前講座の内容は、教育委員会が毎年度調整し、作成するものとする。

2 教育委員会は、出前講座を受けようとするものの希望により、前項に規定する講座以外の特別な講座を設けることができる。

(開催時間等)

第5条 出前講座の開催時間は、次の各号に掲げる日を除き、午前9時から午後9時までの原則2時間以内とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に規定する日を除く。）

2 出前講座の開催場所は、別に定める場合を除くほか、市内に限るものとする。

3 出前講座に係る会場の手配、当日の進行、催しの周知等については、主催者側で行うものとする。

(申込み)

第6条 出前講座を受講しようとするもの（以下「申込者」

という。）は、原則として主催する集会等を開催しようとする日の1か月前までに、新座市快適みらい都市づくり出前講座受講申込書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申込者は、同項の新座市快適みらい都市づくり出前講座受講申込書（様式第1号）の提出に代えて、自ら電子情報処理組織（新座市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年新座市条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して申

込みをすることができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、申込者は、教育委員会が指定する講座について、出前講座の講師を担当する所管（以下「担当課」という。）に直接申込みをするものとする。

（講師の派遣）

第7条 教育委員会は、前条第1項及び第2項の申込みを受けたときは、内容、日時等について担当課と調整の上、講師を派遣することの可否を決定し、新座市快適みらい都市づくり出前講座講師派遣決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

- 2 教育委員会は、講師を派遣する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

（派遣の制限）

第8条 教育委員会は、当該集会等が次の各号のいずれかに該当するときは、講師を派遣しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催しを行うおそれがあるとき。
- (3) 専ら批判や苦情処理、個別相談等を目的としているとき。
- (4) この要綱の目的に反していると認めるとき。
- (5) 申請の内容に虚偽があったとき。

（変更等の申込み）

第9条 第7条第1項に規定する通知により出前講座を受講できることとなったものは、開催日時、場所その他申込事項に変更があったとき又は出前講座を受講を取り消そうとするときは、直ちに新座市快適みらい都市づくり出前講座受講（変更・取消）申込書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、軽易な変更の場合は、口頭により申し出ることできるものとする。

- 2 教育委員会は、前項の申込みを受けたときは、変更にあつては再度担当課と調整の上、講師を派遣することの可否を決定し、取消しにあつては取消しの理由を確認し、新座市快適みらい都市づくり出前講座講師派遣（変更・取消）通知書（様式第4号）により申込者に通知するものとする。

（講師料等）

第10条 出前講座の講師料は、無料とする。ただし、その他の受講に要する費用は、受講するものが負担するものとする。

（結果報告）

第 1 1 条 出前講座を行った講師は、講座終了後、新座市快適みらい都市づくり出前講座終了報告書（様式第 5 号）又はその他の方法により講座結果を教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 6 条第 3 項の規定により行った出前講座については、教育委員会に実施結果を報告することによって、前項の新座市快適みらい都市づくり出前講座終了報告書（様式第 5 号）を提出したことに代えることができるものとする。

（その他）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、出前講座に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 6 月 3 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 5 月 1 6 日から実施する。